「国と地方の役割分担」について

１　地方自治法の定める「国と地方の役割分担」の概観

○　地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされ（地方自治法（以下「法」という。）§１－２①）、地域における事務及び法令で定められたその他の事務を処理する（法§２②）。

○　上記を達成するため、次のような国と地方公共団体の役割分担の在り方を定め、国はこれを基本として適切に役割分担するようにしなければならないとされている（法§１－２②）。

・　国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担う。（※　国が本来果たすべき役割として、次の３類型を例示）

①　国際社会における国家としての存立にかかわる事務
②　全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務
③　全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施

・　住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねる。

※　都道府県と市町村の役割分担

○　都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、①広域にわたるもの、②市町村に関する連絡調整に関するもの、③その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当ではないと認められる事務を処理することとされている（法§２⑤）。

○　市町村は、基礎的な地方公共団体として、都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、「地域における事務及び法令で定められたその他の事務」を処理することとされている（法§２②）。

○　また、国は、地方公共団体に関する制度の策定や施策の実施に当たっては、地方公共団体の自主性・自立性が十分発揮されるようにしなければならないとされている（法§１－２②）。

○　これらの法の規定は、地方公共団体に関する制度や施策及び運営の根幹が法律等で定められる場合において、
①　国が地方公共団体に関する制度の企画立案を行う際の立法基準として、
②　また、地方公共団体に配分された事務の処理に際して法令の解釈・運用基準として、
それぞれ機能することが期待されており、国はこれらの制約に服することとなる。

出典：総務省ＨＰ「地方自治制度の概要」http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/gaiyou.html